資料2

# 「旅客船の総合的な安全・安心対策」の実施状況
# （参考資料）

令和8年10月7日

国土交通省

# （１）事業者の安全管理体制の強化（１/５）

国土交通省

○ **実施中又は実施済**
講ずべき措置が行われ、引き続き実施している又は完了したもの（法令が施行済のものを含む）
○ **準備中**
講ずべき措置に向けて、引き続き準備しているもの（法令が公布済で未施行のものを含む）

## （１）事業者の安全管理体制の強化

対象：旅客船事業者全て（①、④、⑥、⑦、⑭、⑰、⑱を除く。）

**【管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化】**

赤字：R7.10からの進捗　☆：実施中又は実施済

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ①運輸安全マネジメントの強化 | 小型旅客船事業者に対し運輸安全マネジメントの取組を強化させ、経営トップの安全意識の底上げ・向上を図る。特に、経営トップの交代があった事業者、事故を発生させた事業者等には、重点的に評価を実施する。 | R4年度 | 小型旅客船事業者の評価要領を策定し、限定沿海以遠の全ての小型旅客船事業者を対象に運輸安全マネジメント評価を**実施中**（R5.3～） 資料１【P.10】 | ☆ |
| ②管理者の試験制度の創設 | 安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度（関係法令、海事知識等）を創設する。 | R7年度 | 安全統括管理者・運航管理者の試験制度の創設を**実施済**（R7.5～）<br>海上運送法施行規則公布（R7.4）、施行（R8.4予定）<br>資格者証省令公布済（R6.3）<br>試験科目告示公布済（R6.3）<br>試験開始（R7.5～） 資料１【P.6】 | ☆ |
| ③管理者への講習の受講義務付け（資格更新制） | 安全統括管理者・運航管理者の資格者証を更新制とし、原則として２年毎の講習受講を更新の条件とする。 | 同上 | 講習制度の**準備中**<br>更新講習開始予定（R8.12頃） 資料１【P.6】 | ☆ |
| ④陸上要員講習の義務付け | 小規模な小型旅客船事業者において、例外的に乗船時間中の船長が運航管理者を兼務する場合、陸上要員等に対する講習を義務付ける。 | 同上 | 兼務講習開始（R8.3） 資料１【P.6】 | ☆ |
| ⑤管理者の要件審査の厳格化 | 安全統括管理者・運航管理者の要件である実務経験等について、提出書類の見直し、第三者への確認（裏取り）等、審査を厳格化する。 | 実施中（R4.8） | 提出書類の見直し、第三者への確認（裏どり）等により厳格化した審査を**実施中**（R4.8～） | |

# （１）事業者の安全管理体制の強化（２/５）

国土交通省

**【管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化】**　赤字：R7.10からの進捗　☆：実施中又は実施済

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 |
|---|---|---|---|
| **⑥事業許可更新制度の創設** | 小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業者を対象に、事業許可更新制度を創設し、新規許可・更新時の安全人材確保計画（仮称）の作成義務、法令遵守状況に応じた更新期間の短縮等の措置を導入する。なお、優良な事業者については、審査を簡素化することとする。 | R6年度 | 事業許可更新制度の創設を**実施済**（R5.5改正法公布、R6.4施行）<br>資料１【P.7】 ☆ |
| **⑦登録制への移行** | 人の運送をする事業の届出制度を登録制度に改め、事業停止・登録取消処分の対象とするとともに、欠格事由の該当確認等、一定の参入規制を行う。 | 同上 | 事業登録制度の創設を**実施済**（R5.5改正法公布、R7.4施行）<br>資料１【P.8】 ☆ |

# （１）事業者の安全管理体制の強化（３/５）

国土交通省

**【安全管理規程の実効性確保】**

赤字：R7.10からの進捗　　☆：実施中又は実施済

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ⑧安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実 | 安全管理規程（ひな形）の記載内容のうち、重要な規定について法令に位置付けるとともに、安全管理規程（ひな形）の内容の充実を図る。 | R7年度 | 安全管理規程に記載すべき重要な規定について、海上運送法施行規則改正施行済（R6.4）<br>内容を充実させた安全管理規程ひな形の改正を**実施済**<br>通達発出<br>フェーズ１：R6.11<br>フェーズ２：R8.3<br>資料１【P.9】 | ☆ |
| ⑨運航管理者の助言の尊重義務の法令化 | 事業者は、運航管理者に必要な権限を与え、その助言を尊重しなければならないことを、法令で規定する。 | 同上 | 運航管理者に対する権限の付与、その助言の尊重の義務化、乗船時間中の船長と運航管理者との兼務の禁止について、法律で規定（R5.5改正法公布）し、**実施済**（R8.4）<br>海上運送法施行規則<br>公布（R7.4）、施行（R8.4） | ☆ |
| ⑩運航管理体制の強化 | 運航管理の責任体制を明確化（例：乗船時間中の船長は、運航管理者との兼務を禁止）する。 | 同上 | | ☆ |

# （１）事業者の安全管理体制の強化（４/５）

国土交通省

赤字：R7.10からの進捗　　☆：実施中又は実施済

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ⑪運航の可否判断の客観性確保 | 気象・海象情報の取得や漁業者等の動向の把握を含め、事業者による運航可否判断の時点・手順を具体化し、客観性を確保する。 | R6年度 | 運航可否判断の手順の具体化について、内容を充実させた安全管理規程ひな形の改正を**実施済**（R6.11） | ☆ |
| ⑫安全管理規程等の公表義務化 | 安全管理規程（運航基準含む）、規程に基づき作成される運航可否判断のフロー図等について、公表を義務化する。 | 同上 | 規程に基づき作成される運航可否判断のフロー図等の公表義務化を**実施済**（R6.11） | ☆ |
| ⑬安全管理規程のチェックの厳格化 | チェックマニュアルを作成し、安全管理規程の届出時における記載内容のチェックを厳格化する。 | 同上 | チェックマニュアルを用いた安全管理規程の記載内容のチェックの厳格化を**実施済**（R6.11） | ☆ |

# （１）事業者の安全管理体制の強化（５/５）

国土交通省

## 【事故の防止、事故発生時の対応】

赤字：R7.10からの進捗　　☆：実施中又は実施済

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ⑭避難港の活用の徹底 | 荒天時等に避難港を適切に活用できるようにするため、限定沿海を航行区域とする小型旅客船事業者は自らが設定した避難港について速やかに自主点検を行うとともに、国はその結果を確認する。 | R4年度 | 避難港の活用の徹底を**実施済**（R4.12～R5.3）<br>継続的に指導中<br>避難港の活用について、内容を充実させた安全管理規程ひな形の改正を**実施済**（R6.11） | ☆ |
| ⑮事故等情報の国への報告 | 安全管理規程における事故・インシデントの定義及び報告基準等を明確化するとともに、事業者からの報告を改めて徹底する。 | R6年度 | 法施行に合わせ、事故等情報の国への報告、安全教育の実施について、内容を充実させた安全管理規程ひな形の改正を**実施済**（R6.11） | ☆ |
| ⑯事故発生時の安全教育 | 旅客を死傷させる等一定の事故が発生した場合、管理者は、必要な範囲の陸員・船員に対し、一定期間内に、再発防止に向けた安全教育を実施しなければならないことを明確化する。 | 同上 | | ☆ |
| ⑰ドライブレコーダー相当装置の活用 | ドライブレコーダーに相当する装置に記録された映像等の日々の教育訓練への活用の一定の船舶への義務付けに向け、求められる要件や活用方法を示したガイドラインを作成する。 | 同上 | ガイドライン作成を**実施済**（R7.3）<br>旅客不定期航路事業（２号許可）を対象に教育訓練の義務付け<br>海上運送法施行規則 公布（R8.4）、施行（R9.4予定） | ☆ |

資料１【P.11】

## 【関係者の連携】

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ⑱地域の関係者による協議会の設置 | 小型旅客船事業者や地域の関係者が連携して安全意識を高め、地域全体の安全レベルの向上を図ることを目的に、事業者や関係者による地域旅客船安全協議会（仮称）の設置を推進する。 | R5年度 | 地域旅客船安全協議会の組織体制、取組内容を通知し**実施中**(R5.10～)<br>６協議会より設立届の提出あり<br>(R8.9時点) | ☆ |

資料１【P.12】

国土交通省

## （２）船員の資質の向上

対象：小型旅客船事業者全て

赤字：R7.10からの進捗　　☆：実施中又は実施済

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ①事業用操縦免許の取得課程の拡充 | 事業用操縦免許の取得課程を拡充し、出港判断、操船技能等の知識・技能に係る講習内容・時間を追加するとともに、修了試験制度を創設する。 | R6年度 | 事業用操縦免許の取得課程の拡充について法律で規定（R5.5改正法公布）し、**実施済**（R6.4）<br>資料１【P.13】 | ☆ |
| ②初任教育訓練の義務化 | （ｉ）小型旅客船の初任の船員に対し、自社の安全管理規程や実船・実海での訓練※など、自社・海域固有の事情に係る教育訓練を義務付ける。<br>※避難港への出入港を含む | 同上 | 初任教育訓練の義務付けについて、「特定教育訓練」として法律で規定（R5.5改正法公布）し、**実施済**（R6.4） | ☆ |
| | （ii）一定期間乗船した履歴がない船員に対しても、初任教育訓練の一部（再度教育訓練）を義務付ける。 | 同上 | （ii）一定期間乗船した履歴がない船員についても原則として改めて教育訓練の全部を実施することを義務付け | ☆ |
| ③船長要件の創設 | 小型旅客船の船長の要件を創設する。<br>（事業用操縦免許の取得、初任教育訓練の修了、一定の乗船履歴） | 同上 | 小型旅客船の船長の要件について法律で規定（R5.5改正法公布）し、**実施済**（R6.4）<br>資料１【P.13】 | ☆ |
| ④発航前検査の確実な実施 | 国は、小型旅客船事業者に対し、発航前検査の確実な実施（特にハッチカバー等の閉鎖の確認）や結果の記録を指導する。 | R4年度 | 発航前検査の確実な実施（ハッチカバーの閉鎖の確認等）を**実施済**（R4.12～R5.3）<br>継続的に指導中 | ☆ |

# （３）船舶の安全基準の強化（１/２）

国土交通省

## （３）船舶の安全基準の強化

対象：水温の低さ、航行区域、船舶の構造に応じたリスクの程度を踏まえて適用

赤字：R7.10からの進捗

☆：実施中又は実施済

資料１【P.14】

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ①法定無線設備からの携帯電話の除外 | 法定無線設備から携帯電話を除外する。<br>※携帯電話を法定の無線設備の用途以外で活用することを妨げるものではない。 | 実施中（R4.11） | 法定無線設備からの携帯電話除外及び法定無線設備の搭載義務化に関する法令改正を順次**実施済**<br>① 旅客定員13人以上の船舶<br>許可船：令和４年11月１日から適用<br>その他の船舶：令和６年４月１日から適用※<br>② 旅客定員12人以下の船舶（海上運送法の適用を受け、人の運送に使用される船）<br>：令和７年６月１日から適用※<br>③ 遊漁船業にのみ供する船舶：<br>令和８年10月１日から適用※<br>※ 適用日以降最初の中間検査又は定期検査までの経過措置 | ☆ |
| ②無線設備の導入促進 | 業務用無線設備等の導入を支援する。 | R4年度 | R4年度補正予算により早期搭載支援を**実施済** | ☆ |
| ③水密性の確保 | (ⅰ)事業者は、限定沿海以遠を航行区域とする小型旅客船の船首甲板の開口部（ハッチカバー等の閉鎖装置の作動状況等）について速やかに自主点検を行うとともに、国はその結果を確認する。 | 同上 | 発航前検査の確実な実施（ハッチカバーの閉鎖の確認等）に関する指導を**実施済**（R4.12～R5.3）<br>継続的に指導中 | ☆ |
| | (ⅱ) 船首部に設置される、ハッチカバーの締付装置の備付け、隔壁の水密化等について、学識経験者、造船技術者等からなる技術検討会を設置し、検討する。 | 同上 | 隔壁の水密化等の義務付けの検討を技術検討会で**実施済**（R5.3）<br>水密隔壁等の設置の義務化に関する法令改正を公布済<br>① 旅客定員13人以上の船舶：令和８年４月１日から適用※<br>②旅客定員12人以下の船舶（海上運送法の適用を受け、人の運送に使用され船）<br>：令和９年４月１日から適用※<br>③ 遊漁船業にのみ供する船舶：<br>令和９年４月１日から適用※<br>※ 適用日以降最初の定期検査までの経過措置 | ☆ |

# （３）船舶の安全基準の強化（２/２）

国土交通省

赤字：R7.10からの進捗　　☆：実施中又は実施済

資料１【P.14】

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ④改良型救命いかだ等の開発 | 荒天時での乗り移り時の落水を防止する改良型救命いかだ・救命浮器の開発を進める。 | R4年度 | 改良型救命いかだ等の開発を**実施済** | ☆ |
| ⑤改良型救命いかだ等の積付け | 一定の水温を下回る海域での救命設備として、改良型救命いかだ・救命浮器の積付けを原則義務化するとともに、早期搭載を支援する。 | R6年度<br>※早期搭載支援はR4年度 | R4年度補正予算により早期搭載支援を**実施済**（R6.10末まで受付）<br>改良型救命いかだ等の搭載義務化に関する法令改正を順次**実施済**<br>① 旅客定員13人以上の船舶：令和７年４月１日から適用※<br>② 旅客定員12人以下の船舶（海上運送法の適用を受け、人の運送に使用される船）：令和８年４月１日から適用※<br>③ 遊漁船業にのみ供する船舶：令和８年10月１日から適用<br>※ 適用日以降最初の定期検査までの経過措置 | ☆ |
| ⑥非常用位置等発信装置の積付け | 海難発生時及びその後の位置通報の設備として、非常用位置等発信装置の積付けを原則義務化するとともに、早期搭載を支援する。 | 同上 | R4年度補正予算により早期搭載支援を**実施済**<br>非常用位置等発信装置の搭載義務化に関する法令改正を順次**実施中**<br>① 旅客定員13人以上の船舶：令和６年４月１日から適用※<br>② 旅客定員12人以下の船舶（海上運送法の適用を受け、人の運送に使用される船）：令和７年４月１日から適用※<br>③ 遊漁船業にのみ供する船舶：令和８年10月１日から適用<br>※ 適用日以降最初の定期検査までの経過措置 | ☆ |

# （４）監査・処分の強化（１/４）

国土交通省

## （４）監査・処分の強化

対象：旅客船事業者全て

**【監査の強化】**

赤字：R7.10からの進捗　　☆：実施中又は実施済

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ①抜き打ち・リモートによる監視強化 | 抜き打ち・リモートによる監査を積極的に実施し、事業者に対する監視を強化する。 | 実施中（R4.8） | 通報窓口を活用した監査や抜き打ち・リモート監査等の対応**実施中**（R4.8～）<br>抜き打ち監査により、行政指導に至った事例あり<br>通報窓口をSNS、ポスター等で周知を**実施中**<br>各運輸局の運用状況や課題を定期的に関係者連絡会議で共有<br>資料１【P. 15、16】 | ☆ |
| ②通報窓口の設置等による機動的な監査 | 法令違反の疑いがある事案の通報窓口を設置するとともに、法令違反の疑いの通報や行政処分履歴等を踏まえ、法令違反や事故のリスクの高い事業者に対する監査を機動的・重点的に実施する。 | 同上 | | ☆ |
| ③監査での船舶検査情報等の活用 | 国からJCIに対し、船舶検査情報の提供を求めるとともに、国は、当該情報や運輸安全マネジメント評価の結果を活用し、注意を要する事業者に対する監査を慎重かつ入念に行う。 | 同上 | | ☆ |
| ④管理者の要件への適合状況の確認 | 監査の際に、安全統括管理者・運航管理者の要件を満たしているか否かについて確認を行う。 | 同上 | | ☆ |
| ⑤監査時の無線設備の通信状況の確認 | 監査の際に、無線設備の実際の通信状況を適切な方法により確認する。 | 同上 | | ☆ |
| ⑥指導事項の継続的なフォローアップ | 行政処分や行政指導を行った事業者に対し、抜き打ち・リモートによる監視も活用しつつ、改善が確認されるまで継続的・徹底的にフォローアップを行う。 | 同上 | | ☆ |

# （４）監査・処分の強化（２/４）

国土交通省

赤字：R7.10からの進捗　　☆：実施中又は実施済

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ⑦本省・運輸局における課題共有と意識向上 | 本省海事局幹部が現場に足を運び、地方運輸局の現場職員との対話等を通じて、旅客船の安全確保に向けた両者の意識改革、意思疎通を徹底する。 | 実施中（R4.6） | 対応**実施中**（R4.6～）<br>定期的に意見交換会実施中 | ☆ |
| ⑧監査能力の向上 | （ｉ）事業用自動車の監査部門との人事交流・研修への参加等を通じ、運航労務監理官の専門性の向上を図る。 | 実施中（R4.7） | 研修の充実、他地方運輸局との共同監査等を通じた運航労務監理官の専門性向上の取組を**実施中**（R4.6～）<br>地方運輸局等の運航労務監理官の定員を増員（R5.4～）<br>資料１【P. 15、16】 | ☆ |
| | （ⅱ）研修やマニュアルの充実、捜査・監査等を行う他の行政分野の専門家による講習、他地方運輸局の運航労務監理官との交流・共同監査等を通じ、運航労務監理官の専門性を向上させ、監査能力の向上を図る。 | 実施中（R4.6） | | ☆ |
| ⑨監査体制の強化 | 事業者による法令違反への抑止力を高めるため、監査体制の強化を図る。 | R5年度 | | ☆ |

# （４）監査・処分の強化（３/４）

国土交通省

赤字：R7.10からの進捗　　☆：実施中又は実施済

資料１【P.15】

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ⑩監査件数の増加 | リモート等の手法も活用しつつ、監査件数を増加させ、事業者の法令違反に対する抑止力を強化する。 | R5年度 | 対応実施中（R5.4～）<br>運航管理監査件数<br>R4年度：2,016件<br>R5年度：3,898件<br>R6年度：4,167件<br>R7年度：4,659件<br>（参考：コロナ前）<br>H30年度：2,946件<br>R1年度　：2,877件 | ☆ |
| ⑪他事業の監査の知見の活用 | 自動車、航空などの他の事業の監査を参考に、監査の制度や手法のさらなる強化を検討する。 | 同上 | 自動車監査への同行等、他の事業の監査を参考に、監査の強化を実施済（R4.11～） | ☆ |
| ⑫監査業務への品質管理システム（QMS）の導入 | 運航管理監査業務にQMSを導入し、第三者も活用した業務プロセス等の明確化、評価等を実施し、監査業務の継続的改善と質の向上を図る。 | R6年度 | 海事監査でQMSを実施中（R7.4～） | ☆ |

**【行政処分・罰則の強化】**

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ⑬船舶の使用停止処分の創設 | 行政処分の種類に船舶の使用停止命令を追加し、機動的かつ効果的な行政処分を可能とする。 | R5年度 | 船舶の使用停止処分、事業停止・許可取消処分事由の追加について、法律で規定（R5.5改正法公布）し、実施済（R6.4） | ☆ |
| ⑭事業停止・許可取消処分事由の追加 | 海上運送法上の事業停止・許可取消処分の事由として、船舶安全法・船舶職員法への違反に加え、船員法への違反を追加する。 | 同上 | | ☆ |

# （４）監査・処分の強化（４/４）

国土交通省

赤字：R7.10からの進捗　　☆：実施中又は実施済

資料１【P.15】

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ⑮違反点数制度の創設 | 法令違反の項目毎に付される違反点数に応じて行政処分等を行う違反点数制度を創設する。 | R5年度 | 違反点数制度の創設を**実施済**<br>厳格な行政処分を**実施中**<br>（R6.4～） | ☆ |
| ⑯悪質な事業者への厳格な行政処分の実施 | 重大な法令違反が確認された場合や、監査で指摘した違反の改善が確認できない場合は、違反の程度や改善状況に応じて、事業停止命令又は事業許可取消しを行うなど行政処分を厳格に実施する。 | 同上 | | ☆ |
| ⑰許可の欠格期間の延長 | 事業許可の取消処分後の許可の欠格期間（現行２年）を５年に延長する。 | R5年度 | 欠格期間５年について<br>法律で規定（R5.5改正法公布）し、<br>**実施済**（R5.6） | ☆ |
| ⑱処分逃れの防止 | （ｉ）事業許可・登録の欠格事由として、処分逃れによる再参入を防止するため、監査後に事業廃止を届け出た場合等を追加する。 | 同上 | 欠格事由の追加について<br>法律で規定（R5.5改正法公布）し、<br>**実施済**（R5.6） | ☆ |
| | （ⅱ）処分逃れを防止するため、登録制へ移行する事業者についても、事業廃止の事後届出制を改め、事前届出制とする。 | | 事前届出制について法律で規定<br>（R5.5改正法公布）し、<br>**実施済**（R7.4） | ☆ |
| ⑲罰則の強化 | 拘禁刑の導入など、安全確保命令違反の罰則（現行：100万円以下の罰金）を強化するとともに、法人重課に係る規定を創設する。 | 同上 | 罰則の強化等について<br>法律で規定（R5.5改正法公布）し、<br>**実施済**（R5.6） | ☆ |

国土交通省

## （５）船舶検査の実効性の向上

対象：小型旅客船事業者全て

赤字：R7.10からの進捗　　☆：実施中又は実施済

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ①船舶検査方法の総点検・是正 | （ｉ）JCI の検査方法のうち、合理的な理由なく国と異なる方法で行われているものを総点検で洗い出し、全て変更又は廃止する（ハッチカバーの締付装置の作動確認を含む）。 | 実施中（R4.9） | JCI の検査方法について必要な是正を**実施済**（R4.9認可、R5.1施行） | ☆ |
| | （ⅱ）技術検討会における議論を踏まえ、寒冷地における FRP 船の検査方法を定める。 | 実施中（R4.10） | 寒冷地におけるFRP船の検査方法の制定を**実施済**（R5.3施行） | ☆ |
| ②国によるJCIの監督強化 | （ｉ）検査方法については全て国による認可を求めることとし、現在の JCI の検査方法全体を見直した上、国が認可する。 | 実施中（R4.9） | JCI の検査方法について必要な是正を**実施済**（R4.9認可、R5.1施行） | ☆ |
| | （ⅱ）JCI 検査員が検査を行う現場に、随時国の職員が立ち会い、JCI による検査方法の妥当性を実地でチェックする。妥当でない取扱いがあった場合は、速やかに是正させる。 | 実施中（R4.8） | 実地チェック（監査）**実施済**（R4.8～R6.3）<br>JCIの支部監査時に実地監査を**実施中**（R6.10～） | ☆<br>☆ |
| ③船舶検査での国提供情報の活用 | 国からJCIに対し、行政処分情報等を提供することとし、JCIは当該情報を活用し、注意を要する事業者に対する船舶検査をとりわけ慎重かつ入念に行う。 | 同上 | 対応**実施中**（R4.8～） | |

資料１【P.20】

# （６）安全情報の提供の拡充

## （６）安全情報の提供の拡充

対象：旅客船事業者全て

赤字：R7.10からの進捗　　☆：実施中又は実施済

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ①国による安全情報の提供の拡充 | （ｉ）行政処分に加え、安全関連法令違反に対する行政指導についても、国による公表対象に追加する。 | 実施中（R4.8） | 国による安全情報の提供の拡充について対応を**実施中**（R4.8～） | ☆ |
| | （ii）行政処分等の公表期間を２年から５年に延長する。 | 同上 | | ☆ |
| ②国による更なる情報提供体制の構築 | 国において、事業者による自主的な取組などのポジティブな情報も含め、事業者の安全情報の定期的な収集・公表を行うとともに、収集された安全情報を国として調査分析し、監査をはじめとする安全行政に活用する。 | R6年度 | 海上運送法施行規則を施行（R6.4）し、旅客船事業者の安全情報について、国のHPへの公開を**実施中**（R7.8～） | ☆ |
| ③重大な事故の情報の周知と安全啓発 | 重大な事故について、長期にわたり、風化の防止、安全の重要性の啓発、将来の事故防止等につなげるため、あらゆる機会を通じ、行政・業界関係者や一般の方に対し、情報を伝え、語り継ぐ。 | 実施中 | 管理者研修等、様々な機会を通じて**実施中** | ☆ |
| ④事業者による安全情報の提供の拡充 | （ｉ）事業者が公表する安全情報について、法令による義務化までの間、小型旅客船事業者が自ら行う安全情報の提供に係る指針を策定し、救命設備や緊急時の通信手段等に係る情報提供を促進する。 | 実施中（R4.6） | 指針を策定・公表（R4.6）<br>公開の義務化を**実施済**（R6.4）<br>資料１【P.21】 | ☆ |
| | （ii）海上運送法に基づき、事業者が公開する必要がある安全情報の拡充等を行うとともに、公開を原則とする。 | R6年度 | | ☆ |
| ⑤安全性の評価・認定制度の創設 | 利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の安心に資するとともに、利用者による事業者の評価・選択を通じて、安全性の向上のための事業者の取組を促進するため、評価・認定制度（マーク等）を創設する。 | 同上 | 制度の創設を**実施済**（R7.3～）<br>資料１【P.22】 | ☆ |

国土交通省

## （７）利用者保護の強化

対象：旅客船事業者全て（②を除く。）

赤字：R7.10からの進捗　☆：実施中又は実施済

| 項　目 | 講ずべき措置 | 実施目途（開始時期） | 実施状況 | |
|---|---|---|---|---|
| ①船客傷害賠償責任保険の限度額引上げ | 利用者の安心に資するため、船客傷害賠償責任保険について、現行の基準より高い賠償限度額への引上げを行うとともに、締結している保険に関する内容の公表を義務付ける。 | R6年度 | 船客傷害賠償責任保険の賠償限度額引き上げと内容の公表義務付けについて告示、通達改正（R6.4）し、**実施済**（R6.10）<br>資料１【P.23】 | ☆ |
| ②旅客名簿の備置き義務の見直し | 旅客名簿を備え置く場所を陸上に変更するとともに、備置きの義務主体を船長から事業者に変更する。また、一定の船舶に備置きの義務付けを拡大する。 | R5年度 | 事業者による旅客名簿の陸上への備置き義務について、法律で規定（R5.5改正法公布）し、**実施済**（R6.4） | ☆ |
| ③救命胴衣に関する情報の周知 | 救命胴衣の種類・着用方法などを事前に国や事業者が安全情報として提供する。また、乗船の際、当該旅客船の運航実態等も踏まえた適切な方法で救命胴衣の適切な着用方法等の周知を徹底する。 | 実施中（R4.12） | 小型船舶安全キャンペーンにて、ライフジャケット着用推進リーフレットを配布等、救命胴衣の適切な着用について、周知徹底を**実施中**（R4.12、R6.12通達発出）<br>救命胴衣の着用方法等について、内容を充実した安全管理規程のひな形の改正を**実施済**（R6.11） | ☆ |

# 旅客船の総合的な安全・安心対策　進捗項目

国土交通省

## ① 令和７年１０月から令和８年１０月までの進捗項目

**６２→６５項目**

３項目

P. 1　（１）④ 陸上要員講習の義務付け　※講習を令和8年3月に開始

P. 3　（１）⑨ 運航管理者の助言の尊重義務の法令化　※海上運送法の改正を令和5年5月に公布、施行は令和8年4月）

⑩ 運航管理体制の強化

## ② 令和８年１０月から令和９年４月までの進捗項目（予定）

１項目

P. 1　（１）③ 管理者への講習の受講義務付け（資格更新制）　※安全統括管理者・運航管理者資格者証取得者の更新申請が始まる令和８年１２月頃に講習を開始予定